

## 東北海区海洋調査技術連絡会規約

第1条 本会は、これを東北海区海洋調査技術連絡会と称する。

第2条 本会の会員は、東北海区に調査船を出動させて調査研究を行う下記3機関の関係主務職員をもって構成する。

- (1) 第二管区海上保安本部
- (2) 仙台管区気象台
- (3) 水産資源研究所水産資源研究センター（塩釜庁舎）

第3条 本会は、上記3機関で実施する海洋調査に関して相互に技術的情報を交換し、特に東北海区の海洋の実施を認識し、その変化を予知するための研究発表及び討論を行う。

第4条 本会は、前条の目的を達するため年1回会合を開く。また、必要に応じて臨時会を開くことができる。

第5条 本会は、連絡事項を掌るため上記3機関に幹事をおく。

第6条 本会の世話役は年1回交代とする。

附則 1951年 8月 21日制定  
1961年 10月 19日一部改正  
2013年 12月 2日一部改正  
2022年 2月 4日一部改正  
2022年 12月 8日一部改正

### 参考

1961年10月19日気象庁海洋気象部及び仙台管区気象台が脱会し、大湊地方総監部が会員に加入して規約の一部が改正された。

2013年12月2日気象庁の組織改編に伴い、函館海洋気象台に替わり仙台管区気象台が会員となり、規約の一部が改正された。

2020年7月20日東北海区水産研究所の組織改編に伴い、水産資源研究所水産資源研究センター（塩釜庁舎）が会員となり、規約の一部が改正された。

2022年10月3日大湊地方総監部が脱会し、規約の一部が改正された。